

一般廃棄物最終処分場（船戸）建設工事
浸出水処理施設工事

発注仕様書

令和8年9月

新発田地域広域事務組合

第1章 総則	1
第1節 共通事項	1
第2節 計画概要	2
第3節 計画主要目	3
第2章 実施設計・施工に関する要件	10
第1節 設計施工方針	10
第2節 試運転及び運転指導	12
第3節 契約不適合責任	13
第4節 引渡し	14
第5節 保証	15
第6節 工事範囲	17
第7節 提出図書	18
第8節 関係法令等の遵守	21
第9節 官公署等申請への協力	22
第10節 生活環境影響調査等の遵守	22
第11節 実施設計に関する特記事項	22
第12節 施工に関する特記事項	23
第13節 工事（共通要件）	24
第14節 労働災害の防止	25
第15節 復旧	25
第16節 予備品、消耗品及び工具等	26
第3章 処理設備仕様	27
第1節 設備共通仕様	27
第2節 流入・調整設備	31
第3節 アルカリ凝集処理設備	34
第4節 薬品注入設備	37
第5節 高度処理設備	40
第6節 放流設備	41
第7節 汚泥処理設備	42
第8節 計量設備	44
第9節 雑設備	45
第10節 電気・計装設備	47
第11節 その他説明用調度品	54

第 4 章 土木建築工事仕様	55
第 1 節 基本的事項	55
第 2 節 土木・建築工事	55
第 3 節 配管設備等	63
第 5 章 埋立施設関連設備等工事	65

＜巻末資料＞

1. 工事区分表
2. 地質調査資料
 - (1) 調査位置図
 - (2) 令和 7 年度調査ボーリング柱状図
 - (3) 令和 8 年度調査ボーリング柱状図
 - (4) 室内試験結果

第1章 総則

一般廃棄物最終処分場（船戸）建設工事は、新発田地域広域事務組合（以下、「本組合」という。）が新最終処分場（以下、「本処分場」という。）を整備する事業である。

本処分場は、図面発注による「土木工事」と性能発注による「浸出水処理施設工事」（以下、「本工事」という。）を一括で発注するものである。

本発注仕様書は、浸出水処理施設（以下、「本施設」という。）の設計及び建設を対象とする。

第1節 共通事項

1. 発注仕様書の位置づけ

- (1) 発注仕様書は、本施設の基本的内容について定めるものであり、採用する設備・装置及び機器類は、必要な能力と規模を有し、かつ維持管理費の節減を十分考慮したものでなければならない。
- (2) 発注仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要な設備等、または工事施工上当然必要と思われるものについては、原則として工事受注者（以下「受注者」という。）の責任において完備しなければならない。

2. 性能発注

- (1) 本工事の発注方式は、設計と施工をあわせて契約を行う「性能発注方式」であり、受注者は「設計上の契約不適合責任」及び「施工上の契約不適合責任」を負うことに留意し、設計施工を行わなくてはならない。
- (2) さらに工事完了後においても施設性能に疑義が生じた場合は、受注者の責任において確認し、性能条件を満たしていない場合は、受注者の責任において、本組合と協議の上、改善の義務を果たすこと。

3. 発注仕様書の記載事項

- (1) [] 書きで記載され、具体的な数量・方式等が記載されていないものについては、当該項目に必要な能力、台数、性能等を考慮して受注者提案により整備すること。
- (2) [] 書きで記載され、具体的な数量・方式等が記載されているものは、現時点で標準と考えるものであり、これを上回って設計することを妨げるものではない。同等の機能を有するかつ合理性が認められるなどの理由を提案時に明確にすることにより、代替設備に変更、数量の変更という選択をすることができること。
- (3) 発注仕様書にて [] 書きがなく示す仕様は、本組合が標準仕様と考えるものであり、原則として変更を認めない。ただし、特別な理由があり本組合が認める場合には変更を可とする。なお、標準仕様から変更を行う場合は、同等の機能を有するかつ合理性が認められるなどの理由を明確にすること。

第2節 計画概要

1. 一般概要

本施設は、本処分場から発生する浸出水を衛生的に処理することで、地域の生活環境及び公共水域の水質の保全を図るものである。

建設にあたっては、生活環境の保全を第一目標とし、外部への二次公害や悪影響を起こさぬよう関係諸法規の基準を十分遵守し、万全を期して施工すること。

また、本組合構成市町の総合計画等の中で持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指す旨がうたわれていることから、本工事においても、省エネルギー、省資源化、本施設が周辺環境に与える影響の軽減、地球環境の保全に努める等、環境負荷の抑制と共に SDGs に配慮すること。

2. 工事名称

一般廃棄物最終処分場（船戸）建設工事

3. 建設場所

新潟県胎内市船戸地内（一部新発田市貝屋地内）

4. 工期

契約日より令和 11 年 3 月 16 日

5. 施設概要

本組合が整備する本処分場は、オープン型最終処分場である。本施設は、埋立地から発生する浸出水を処理するものとする。

以下に、本処分場の計画概要を示す。

項目	計画概要	
施設の種類	処分場形式：オープン型最終処分場 埋立構造：準好気性埋立構造 埋立方式：セル＋サンドイッチ方式	
埋立面積	約 12,600 m ² （敷地面積約 62,500 m ² ）	
埋立容量	約 90,000 m ³ （覆土含む）	
埋立廃棄物	焼却残渣	準連続式ストーカ焼却炉 主灰 準連続式焼却炉 飛灰固化物（セメント、キレート） 重量比：85.62%
	不燃残渣	不燃・粗大ごみの破碎選別残渣 重量比：12.30%
	脱水汚泥	水処理施設からの搬入量 重量比：2.08%
埋立期間	15 年間（令和 11 年～令和 25 年）	
浸出水処理	浸出水処理施設規模 125 m ³ /日 ※浸出水調整池は土木工事とする。	

第3節 計画主要目

1. 設計条件

(1) 計画処理能力、浸出水調整設備容量

計画処理能力 125 m³/日

浸出水調整設備容量 4,800 m³

(2) 処理方式

処理方式の基本は次のとおりとするが、詳細は提案すること。

水処理方式 : [アルカリ凝集処理+砂ろ過]

汚泥処理方式 : [濃縮処理方式]

排水方式 : 公共下水道への放流

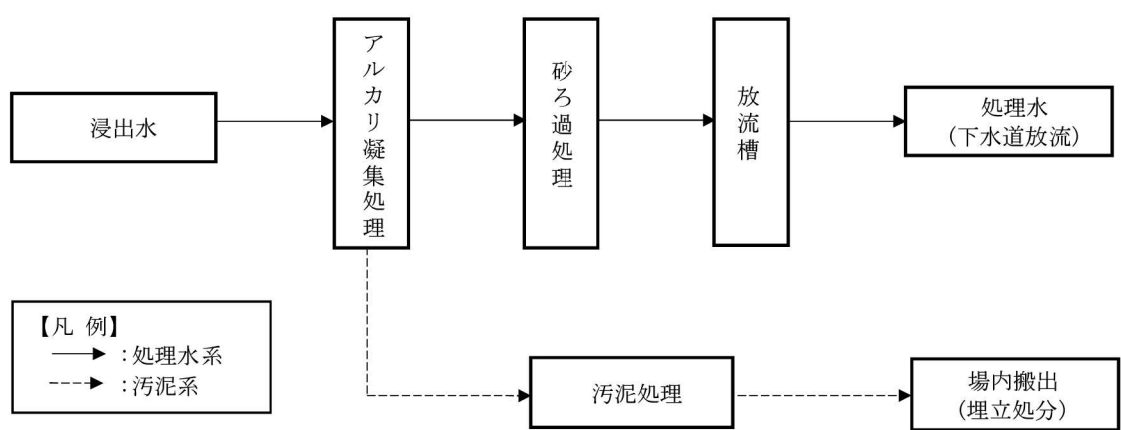


図 処理フロー (案)

(3) 埋立地条件

ア 処分場形式 : オープン型最終処分場

イ 埋立構造 : 準好気性埋立構造

ウ 埋立方式 : セル+サンドイッチ方式

(4) 計画流入水質

計画流入水質は、既存施設の浸出水検査結果を踏まえて次のとおりとすること。

項目	単位	計画流入水質	最大
pH	—	8.0～12.0	—
BOD	mg/L	110	180
COD	mg/L	90	100
SS	mg/L	40	270
Ca	mg/L	880	1,400
CL ⁻	mg/L	6,040	9,400

(5) 計画放流水質

計画放流水質は、胎内市下水道条例より次のとおりとすること。

項目	単位	計画放流水質
pH	—	5.0～9.0
BOD	mg/L	600 未満
SS	mg/L	600 未満
n-Hex 鉱油	mg/L	5 以下
n-Hex 動植物油脂	mg/L	30 以下
温度	℃	45 未満
よう素消費量	mg/L	220 未満
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下

(6) 汚泥等の性状

処理過程で発生する汚泥は、含水率 85%以下とすること。

(7) 処理時間

本施設の処理時間は、次のとおりとすること。

水処理設備： 24 時間/日、7 日/週

汚泥処理設備：〔 5 〕 時間/日、〔 2 〕 日/週

汚泥等の日処理時間は、施設規模及び運転管理条件を考慮して提案すること。

2. 公害防止基準

大気、水質、騒音、振動、悪臭について、「公害防止関連法令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守した施設・構造とする。

(1) 大気汚染に関する基準

大気汚染防止法、その他関係法令等を遵守すること。

(2) 水質に関する基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、その他関係法令等を遵守すること。

(3) 騒音に関する基準

騒音規制法、その他関係法令等を遵守すること。建設場所は指定地域外であるが、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」が適用され、計画地周辺の土地利用状況より第3種区域の基準値以下とすること。

区域/時間	朝	昼間	夕	夜間
時間	6時～8時	8時～18時	18時～21時	21時～6時
第1種区域	40dB以下	50dB以下	40dB以下	40dB以下
第2種区域	50dB以下	55dB以下	50dB以下	45dB以下
時間	6時～8時	8時～20時	20時～22時	22時～6時
第3種区域	60dB以下	65dB以下	60dB以下	50dB以下
第4種区域	65dB以下	70dB以下	65dB以下	60dB以下

(4) 振動に関する基準

振動規制法、その他関係法令等を遵守すること。建設場所は指定地域外であるが、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」が適用され、計画地周辺の土地利用状況より第3種区域の基準値以下とすること。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
(対象時間)	午前8時～午後7時	午後7時～翌午前8時
第1種区域 第2種区域	60dB以下	55dB以下
(対象時間)	午前8時～午後8時	午後8時～翌午前8時
第3種区域 第4種区域	65dB以下	60dB以下

(5) 悪臭に関する基準

悪臭防止法、その他関係法令等を遵守すること。胎内市は悪臭規制地域を有していないが、敷地境界線上において第3種区域に準じた下表の基準値以下とすること。

区域	臭気指数	
	敷地境界線	排水
第1種区域	10	26
第2種区域	12	28
第3種区域	13	29

3. 施設の概要

(1) 全体計画

- ア 本計画は、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領に従って、衛生的かつ処理効果の十分な最終処分場を建設するものであり、地域の環境保全と公害防止を図り、合法的な施設を設置するものである。
- イ 本施設は、流入する浸出水の水質を設定した水質まで処理し得るものとし、流入する浸出水量及び水質の変動に対応し、安定した処理が行えるものとする。
- ウ 発生汚泥は本処分場への搬入とすること。
- エ 設備は建屋内に設置すること。
- オ 美観に配慮して周辺環境との調和を図ること。
- カ 本工事は土木工事と一体的に進行していく予定であるため、事業者は、最終処分場設計・施工業者等と十分連携を図り、設計及び工事を行うこと。
- キ 配管、機器の腐食などに配慮すること。
- ク 浸出水に含まれるカルシウムイオンや塩化物イオンに留意し、施設の機能保持に配慮すること。
- ケ メンテナンス用車両の動線を確保すること。
- コ 保守点検時の設備の運転に支障がないよう配慮すること。

(2) 運転管理

- ア 本施設の運転管理は、安定性・安全性を考慮しつつ各工程を効率化し、人員及び経費の節減を図ること。
- イ 運転管理にあたって、本施設全体のフローの制御及び監視が可能になるよう配慮すること。

(3) 安全衛生管理

- ア 運転管理における安全の確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置及び必要な機器の予備の確保、バイパス、バルブ等の適所への配置など）に留意すること。
- イ 関係法令に準拠して、安全、衛生管理を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、換気、騒音防止、必要照度の確保、ゆとりあるスペースの確保に心がけ、特に機側1 mにおける騒音が約 80 デシベルを超えると予想されるものについては、原則として機能上及び保守点検上、支障のない限度において騒音対策を施すこと。
- ウ 運転・作業・保守点検に必要な歩廊、階段、手摺、及び防護柵等を完備すること。

(4) 設備概要

ア 流入・調整設備

流入する浸出水の水量及び水質の変動に対応し、安定した処理を行えるものとする。

イ アルカリ凝集処理設備

浸出水を薬剤等の添加により、安定して処理できるものとする。

ウ 高度処理設備

アルカリ凝集工程からの処理水をさらに良質な処理水とすることができるものとする。

エ 汚泥処理設備

処理過程から排出される汚泥を濃縮・脱水できるものとする。

オ 管理設備

受付事務室	約〔60〕 m ²	給湯室	約〔8〕 m ²
作業員休憩室	約〔15〕 m ²	風除室	約〔7〕 m ²
水質試験室	約〔26〕 m ²	中央監視室	約〔50〕 m ²
トイレ（職員用）	約〔15〕 m ²	トイレ（来客用）	約〔16〕 m ²
会議室	約〔77〕 m ²	更衣室	約〔8〕 m ²
工作室	約〔24〕 m ²	倉庫・書庫	約〔35〕 m ²
環境啓発コーナー	約〔6〕 m ²	脱衣・シャワールーム・洗濯場	約〔15〕 m ²

※受付事務室と中央監視室は同一可とする。

4. 立地条件

(1) 地形

（実施設計図「2-1 現況図 1」、「3-1 現況図 2」参照）

（工事区分表（巻末資料） 参照）

(2) 地質

必要に応じ、地質調査を実施すること。

（地質調査資料（巻末資料） 参照）

(3) 都市計画事項

用途地域：指定なし

防火地域：指定なし

高度地区：指定なし

建ぺい率：70%以下

容 積 率：200%以下

(4) ユーティリティー条件

ア 電気

- ① 道路の電柱より〔 〕kVを引込むこと。
- ② 第一柱までの引込は電力会社と協議すること。
- ③ 第一柱以降は埋設配管で引込むこと。
- ④ 土木工事で必要となるすべての電気を本施設より給電すること。

イ 用水

- ① 生活用水、プラント用水、補給水は、上水を使用するものとし、土木工事業所掌で整備する管まで接続すること。
- ② 生活用水・プラント用水のそれぞれを受水槽式とすること。

ウ 排水

- ① 床洗浄水等のプラント排水は汚水として流入調整槽へ導水すること。
- ② 生活排水は浸出水と合わせて下水道放流すること。

エ ガス

- ① L P G（必要に応じて）
※給湯設備は電気でも可

オ 通信設備（電話・LAN）

- ① 道路の電柱から引込むこと。

(5) 気象

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ① 気象観測地点 | 中条 |
| ② 測定期間 | 2011年から2025年の15年間 |
| ③ 外気温 | 最高：40.8℃ 最低：-8.9℃ |
| ④ 最大降水量 | 718.5 mm/月 |
| ⑤ 最多風向 | 夏季：南南西 冬季：南南西 |
| ⑥ 凍結深度 | 敷地内：300mm 以上
道路上：1000mm 以上 |

第2章 実施設計・施工に関する要件

第1節 設計施工方針

1. 適用範囲

- (1) 発注仕様書は、本施設の基本的内容について定めるものであり、採用する設備・装置及び機器類は、必要な能力と規模を有し、かつ維持管理費の節減を十分考慮したものでなければならない。
- (2) 本工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明示していない事項で、施設の性能上または施工上当然必要と思われる設備等についても施工すること。
- (3) 特許及び実用新案等工業所有権に抵触するものについては、受注者の責任において処理すること。なお、本工事に関連して工業所有権等の出願を行う場合は、あらかじめ本組合と協議すること。

2. 疑義

受注者は、発注仕様書及び設計図書が実施設計または工事施工中に不備や疑義の生じた場合は、本組合と十分協議の上遺漏のないよう設計または工事を行うこと。

3. 変更

- (1) 実施設計は、設計図書及び発注仕様書に基づいて行う。ただし、設計図書の内容で、発注仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、発注仕様書に示された性能等を下回らない限度において、本組合との協議により変更できるものとする。
- (2) 実施設計完了後に、不適合な箇所が発見された場合には、受注者の責任において変更を行うこと。

4. 材料及び機器

- (1) 使用材料及び機器は、それぞれの用途に適する欠点のない新品で、かつ省エネルギーに配慮した製品とすること。
- (2) 使用材料及び機器は、すべて新品とし、日本産業規格（JIS）、電気規格調査会規格（JEC）、日本電気工業標準（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。
- (3) 使用する機器等に特許料等が生じる場合は、受注者の負担とすること。
- (4) 機器類は他処分場の実績等から安定的な稼働実績を有するものを選定すること。
- (5) 極力メーカー統一に努め、互換性を持たせること。
- (6) 極力汎用品を選定する等、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。

(7) 機器等が腐食を生ずるおそれのあるものについては、可能な限り腐食しない材質を使用すること。

(8) 本施設に使用する主要機器・材料の検査及び試験は、下記により行うこと。

ア 立会検査及び試験

① 指定主要機器・材料の検査及び試験は、原則として本組合もしくは本組合が指定する者の立会のもとで行うこと。

② 本組合が特に認めた場合には、受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。

イ 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ本組合の承諾を受けた検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

ウ 検査及び試験の省略

公的、またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略することができる。

エ 経費の負担

工事に係わる検査及び試験の手続きは、受注者において行い、これらに要する経費は受注者の負担とすること。

(9) 海外製品を使用する場合（機器の構成部品を含む）にあたっては、原則として国内のサービス体制で改修及び修理等が可能であり、大規模災害時においてもアフターサービス体制が整備されており、改修及び修理等に必要な部品が供給可能であるものと確認のうえ、本組合の承諾を受けること。

(10) 発注仕様書記載の機器類の中で、今後短期間に飛躍的に性能向上の可能性があるもの（電話、ITV、モニタ、制御機器、AV 機器等）は、各機器発注時点での最新機器を調達納入すること。

5. 下請業者の選定について

受注者は本施設建設に際し、下請業者を選定する場合は、地域経済への貢献を考慮し、出来る限り、本組合管内の業者を選定すること。また、下記の点に配慮すること。

(1) 適正な施工の確保

受注者は、本工事の施工に関して施工技術及び品質の確保のため、下請業者を適正に選定する必要がある。そのため、本工事に関しては JIS 認定及び ISO シリーズ認証等の国内及び国際規格の認定を受けた業者を優先的に採用するなど、施工レベルの確保に努力しなければならない。

(2) 下請施工業者の把握

「公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に準拠し、受注者は適切な技術者の設置状況、工事現場の施工体制を適正なものにするため、施工体制台帳を提出しなければならない。また、発注者により施工体制台帳に記載されている内容の点検・確認を行い、問題があれば、受注者の責任により必要な処置を講じなければならない。

第2節 試運転及び運転指導

1. 試運転

- (1) 発注仕様書でいう試運転とは、施設内に設置する機器等の据付、配管工事、電気計装工事完了後に行う無負荷（空）運転から実負荷（水）運転までとする。
- (2) 試運転は工事期間内に行うものとし、試運転期間は7日以上とする。
- (3) 試運転は、現場の状況等を勘案したうえで、受注者が本組合とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき行うものとする。
- (4) 受注者は、試運転期間中の運転日誌を作成し、提出すること。
- (5) この期間に行われる調整及び点検には原則として本組合の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を本組合に報告するものとする。なお、補修に際して本組合の指示する項目については、受注者は補修着手前に補修実施要領書を作成し、本組合の承諾を受けるものとする。
- (6) 工事完了後においても浸出水が得られず、試運転において実負荷運転の実施が不可能な場合は水運転をもって引渡しとし、後日実負荷運転を実施するものとする。

2. 運転指導

- (1) 受注者は、本施設に配置される職員に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき、必要な教育と指導を行う。なお、教育指導計画書等はあらかじめ受注者が作成し、本組合の承諾を受けるものとする。
- (2) 運転指導期間は、試運転期間内に行うことを原則とするが、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、または、教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、本組合と受注者の協議のうえ実施することができる。

3. 経費分担

試運転終了までに必要な全ての経費（電気、ガス、水道料金、燃料、薬品、試運転及びその為の人員費、種汚泥の運搬・投入に係る経費）は、諸経費を含め受注者の負担とすること。

第3節 契約不適合責任

設計上及び施工上の契約不適合による全ての破損及び故障等は受注者の負担において速やかに補修、改造、または取替えを行わなければならない。ただし、本組合側の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

1. 設計上の契約不適合責任

- (1) 設計の契約不適合責任期間は引渡し後 10 年間とする。本施設の処理能力及び性能は、全て受注者の責任により確保されなければならない。
- (2) 発注仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要な設備等、または工事施工上当然必要と思われるものについては、原則として受注者の責任において完備しなければならない。
- (3) 本施設の建設、施工、運転に当たって、第三者から技術料、特許料、著作権料等を要求されることがないものとする。
- (4) 施設稼動中に発注仕様書及び承諾された実施設計図書に示す性能・能力等について疑義が生じた場合は、受注者は本組合の指示により試験要領書を作成し、本組合が指定する時期に受注者の負担において性能試験を行うこと。
- (5) 所定の性能・能力等を満足できなかった場合は、受注者の責任において速やかに改善すること。

2. 施工の契約不適合責任

(1) 建築工事関係

建築工事関係の契約不適合責任期間は、引渡し後 2 年間とする。ただし、防水工事等については下記のとおりとし、保証書を提出すること。

ア アスファルト防水

- | | | |
|---------------------------|------|----|
| a. コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水 | 10 年 | 保証 |
| b. 断熱アスファルト防水 | 10 年 | 保証 |
| c. 露出アスファルト防水 | 10 年 | 保証 |

イ 塗膜防水	10 年	保証
--------	------	----

ウ 合成高分子ルーフィング防水	10 年	保証
-----------------	------	----

エ 各種シーリング防水	5 年	保証
-------------	-----	----

オ 防食塗装	10 年	保証
--------	------	----

(2) プラント設備工事関係

プラント設備工事関係の契約不適合責任期間は、引渡し後2年間とすること。

3. 契約不適合責任検査

- (1) 本組合は施設の性能・機能等に疑義が生じた場合は、受注者に対し契約不適合責任検査を行わせることができる。
- (2) 受注者は本組合と協議した上で、契約不適合責任検査を実施しその結果を報告すること（契約不適合責任検査を第三者機関に委託することも可能である）。
- (3) 契約不適合責任検査にかかる費用は受注者の負担とすること。
- (4) 契約不適合責任検査による契約不適合責任の判定は、契約不適合責任検査要領書により行うものとする。
- (5) 本検査で契約不適合責任と認められる部分については受注者の責任において改善・補修すること。

4. 契約不適合責任確認の基準

契約不適合責任確認の基本的な考え方は以下のとおりとすること。

- (1) 運転上支障がある事態が発生した場合
- (2) 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- (3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり等が発生し、著しく機能が損われた場合
- (4) 性能保証事項の性能未達が認められた場合

5. 契約不適合責任の改善

(1) 契約不適合責任担保

ア 上記契約不適合責任担保期間中に生じた契約不適合責任は、本組合が指定する時期に受注者が無償で改善・補修すること。

イ 改善・補修にあたっては、改善・補修要領書を本組合に提出し、承諾を受けること。

(2) 契約不適合責任判定に要する経費

契約不適合責任担保期間中の契約不適合責任判定に要する経費は、受注者の負担とすること。

第4節 引渡し

- (1) 工事竣工後、本施設を引渡しすること。
- (2) 工事竣工とは、工事範囲の工事をすべて完了し、試運転を終了した後、契約書に規定する最終検査を受け、これに合格した時点とする。
- (3) 最終審査は、受注者が発注者の承諾を得て試運転を終了した時、竣工届に全期間の運転結果を添えて申請すること。

第5節 保証

1. 保証期間等

- (1) 本工事は、本処分場の浸出水処理施設の設計・施工を行うものであり、施設の性能を確認後、本組合の合格を受けた後に工事完了となる。施設の保証期間は、引渡し後2年間とする。
- (2) 本工事範囲は、本仕様書内容に示すとおりとする。
- (3) 保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造もしくは取替えを行わなければならない。ただし、本組合の誤操作、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。
- (4) 設計責任、性能責任発注であるので引渡し前に当初計画数量の消耗品等の不足が生じたときは、受注者が責任を持って負担すること。
- (5) 引渡し後の通常運転における消耗品並びにそれらの交換・点検作業については、本組合の負担とする。
- (6) 引渡し後の保証期間中、年1回（保証期間中に2回）施設及び設備全般について、総合的な点検を実施すること。
- (7) 点検の結果、工事不良またはこれに準じる理由により生じたと認められる損傷等は、本組合の指示により受注者の責任において補修、改造もしくは取替えを行うこと。

2. 性能保証事項

(1) 処理能力

125 m³/日

(2) 処理水の水質

第1章 第3節 1. 設計条件(5)計画放流水質に指定された基準値以下及び
第1章 第3節 2. 公害防止基準(2)水質に関する基準に示す内容以下とすること。

(3) 緊急作動試験

非常停電（受電）・機器故障など本施設の運転時に予想される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認すること。

(4) 設備能力確認

各処理工程の処理状況及び各設備・装置の稼働状況について調査、検討し、設計時の処理機能を確認すること。

3. 性能試験

(1) 性能試験

受注者は、性能試験を行うものとする。ただし、浸出水が著しく計画水質並びに水量と異なる場合及び直ちに性能試験の実施ができない場合等には、受注者と本組合が協議を行い、覚書等を作成し、保証期間内の適切な時期に実施するものとする。

(2) 性能試験条件

本組合の立会のもとで受注者が実施すること。

(3) 性能試験方法

ア 受注者は、試験項目及び試験条件にしたがって試験の内容、運転計画などを明記した性能試験要領書を作成し、本組合の承諾を受けること。

イ 性能試験事項の試験方法は、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格などに準拠して行うこと。

ウ 該当する試験方法がない場合は、もっとも適切な試験方法で本組合の承諾を得て実施すること。

(4) 性能試験者とその期間

ア 受注者は、性能試験を公的機関、もしくはそれに準ずる機関で測定、分析を行うこと。

イ 性能試験期間としては少なくとも連続3日間以上実施して確認立証できるものを添付すること。

(5) 経費分担

性能試験運転中の必要経費は下記によるものとする。

ア 薬品、電気、水道の料金については受注者の負担とすること。また、汚泥の搬出及び組合運転員の人件費については発注者の負担とすること。

イ 性能試験で使用した薬品等は、引渡し時（竣工検査完了時）に受注者負担にて貯槽等の満量分を納入すること。

第6節 工事範囲

本仕様書で定める工事範囲は次のとおりとする。

1. プラント設備工事

- (1) 流入・調整設備
- (2) アルカリ凝集処理設備
- (3) 薬品注入設備
- (4) 高度処理設備
- (5) 放流設備
- (6) 汚泥処理設備
- (7) 計量設備
- (8) 雑設備
- (9) 電気・計装設備

2. 土木・建築工事

- (1) 仮設工事
- (2) 基礎工事
- (3) 水槽躯体工事
- (4) 建築工事
- (5) 建築付帯設備工事
 - ① 建築機械設備
 - ② 建築電気設備
- (6) 建物雨水排水工事
- (7) 外構工事

3. その他工事

- (1) 事前調査（地質調査）（4地点以上）

4. 工事範囲外

工事区分表（巻末資料） 参照

第7節 提出図書

1. 契約設計図書

本仕様書に基づき指定する期日までに次の図書を提出すること。

(1) 施設概要説明書〔2〕部

ア 施設の性能（処理能力等）

イ 各設備概要説明（プロセス説明を含む）

ウ 運営管理条件（運転人員、必要資格者、労働安全衛生対策、公害防止対策、アフターサービス体制）

エ 維持管理費試算書（電気、薬品、燃料、プロセス用水等の費用）

オ 施設整備費試算書（稼働後〔15〕年間に要する定期点検整備費、消耗部品交換費等を主要設備ごとに算出する。また、法定点検が必要な項目及びその費用も計上する。）

カ 主要機器メーカーリスト

(2) 設計仕様書〔2〕部

ア 設備仕様（形式、能力、有効容量、数量、構造等）

イ 設備容量計算書

(3) 図面A3版〔2〕部

ア 全体配置図及び動線計画図

イ フローシート

ウ 水位高低図

エ 土木建築一般図（各階平面図、断面図、立面図、各室面積及び仕上表、水槽防食仕上表等）

オ 主要機器配置図

2. 実施設計図書

受注者は、契約締結後速やかに実施設計に着手し、実施設計図書として次のものを各〔3〕部提出すること。

(1) 設計計算書（構造計算書、設備容量計算書、水量収支計算書）

建築設備関係：構造計算書、水槽容量計算書、照度計算書、換気計算書、その他建築設備計算書、その他計算書

プラント設備関係：設備容量計算書、機器能力計算書、水量収支計算書、配管口径計算書、薬品等使用量計算書、防液堤計算書、運転操作方案、その他計算書

電気設備関係：設備容量計算書、ケーブルサイズ等計算書、照度計算書、その他計算書

(2) 建築設計図

全体配置図、平面図、立面図、断面図、構造図、建築電気設備図、建築設備図、

その他必要図面

(3) 機器・配管設備図

フローシート、水位工程図、機器配置平面図、機器配置断面図、機器仕上表、主要機器構造図、組立図、機器配管系統図、機械基礎図、P&ID 系統図、その他必要図面

(4) 電気・計装設備図

電気設備平面図、電気設備断面図、受変電設備図、単線結線図、計装フローシート、システム構成図、盤外形図、配管・配線図、その他必要図面

(5) 設備仕様書

(6) 工事工程表

(7) 数量計算書

(8) 設計内訳書

(9) その他指示する図書

3. 施工中請図書

受注者は、実施設計図書に基づき工事を行うこと。工事に際しては、事前に承諾図書等により監督員の承諾を得てから着工すること。工事着工前に、施工体制表、工事工程表、施工要領、材料・仕様、品質管理、安全管理、写真記録、検査・試験計画等を記載した施工計画書を本組合に提出すること。

- ・ 施工計画書 〔 3 〕 部
- ・ 承諾図書 〔 3 〕 部

4. 実績報告書

受注者は、各年度工事完了後に、以下の実績報告書を本組合に提出すること。

- ・ 実績数量計算書 〔 3 〕 部
- ・ 検査及び試験成績書 〔 3 〕 部
- ・ 品質管理記録 〔 3 〕 部
- ・ 工事記録写真 〔 3 〕 部
- ・ その他指示する図書 〔 3 〕 部

5. 完成図書

受注者は、工事竣工時に、完成図書として次のものを本組合に提出すること。

- ・ 工事竣工図 見開き A 3 版製本：〔 3 〕 部
- 電子ファイル ： 1 式

(工種別土木、建築（本体、電気、設備）、プラント（機械、電気）)

- ・ 実績報告書 〔 3 〕 部
- ・ 検査及び試験成績書 〔 3 〕 部
- ・ 取扱説明書 〔 3 〕 部

・品質管理記録	〔3〕部
・資材搬入調書	〔3〕部
・単体機器試験成績書	〔3〕部
・設備仕様書	〔3〕部
・試運転報告書	〔3〕部
・性能試験報告書	〔3〕部
・工事日報、工事月報	〔3〕部
・工事記録写真（含む完成写真）	〔3〕部
（データは電子ファイルとする）	
・協議、承諾図書	〔3〕部
・工事打合せ議事録	〔3〕部
・保証書	正・副各〔1〕部
・機器台帳	〔3〕部
・諸官庁許可書類及び届出書類	正〔1〕部・副〔2〕部
・その他指示する図書	

第8節 関係法令等の遵守

本施設の設計・施工にあたっては、以下に示す関係法令や条例、基準及び規格等を遵守すること。

1. 関係法令等

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 大気汚染防止法
- (5) 悪臭防止法
- (6) 騒音規制法
- (7) 振動規制法
- (8) 土壤汚染対策法
- (9) 電気事業法
- (10) 電気用品安全法
- (11) 建築基準法
- (12) 労働安全衛生法
- (13) 消防法
- (14) ダイオキシン類対策特別措置法
- (15) 浄化槽法
- (16) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (17) 日本産業規格（JIS）
- (18) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (19) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (20) 内線規程
- (21) 廃棄物最終処分場性能指針
- (22) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領
- (23) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（機械設備工事編）（電気設備工事編）
- (24) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「各工事共通仕様書」
- (25) 土木学会コンクリート標準示方書
- (26) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- (27) 新潟県生活環境の保全等に関する条例
- (28) 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則
- (29) 胎内市環境基本条例
- (30) その他諸法令、規格等に関する諸条件

第9節 官公署等申請への協力

受注者は、本組合が行う官公署等への申請（交付金等を含む。）に協力し、本組合の指示により必要な書類・資料等を作成・提示すること。

第10節 生活環境影響調査等の遵守

受注者は工事期間中、本施設に関する環境影響評価条例または廃棄物処理法に係る生活環境影響調査の内容を遵守すること。また、本組合が実施する調査または受注者が自ら行う調査により周辺環境等への悪影響が認められた場合は、本組合と協議の上、対策を講じること。対策に要する費用については、本組合と協議を行うこと。

第11節 実施設計に関する特記事項

1. 一般事項

- (1) 実施設計を行うに先立って、基本設計の内容について十分な確認を行い、基本的事項において検討の不足している項目及び内容等への疑問のある項目については、見直しを行うこと。
- (2) 最終処分場の安全性の確保、機能的・効率的な建設・運転が図られる施設設計とすること。
- (3) 施設の構造計算の実施にあたっては、設計条件、設計計算方法、荷重条件、設備機器の重量表、寸法形状一覧表、主要設備機器の搬入経路の決定、各部寸法の設定を行うこと。
- (4) 実施設計にあたっては、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（社団法人全国都市清掃会議）」に準拠すること。
- (5) 発注仕様書で記載された事項は、基本的事項について定めるものであり、これを上回る設計を行うことを妨げるものではない。

2. 全体配置計画

本施設の配置においては、土木工事实施設計図の配置計画に準ずること。

- (1) 工事の施工性、施設の運転・維持管理に配慮した施設配置とすること。
 - ア 工事車両の搬入・搬出の安全性に配慮した動線計画、施設配置とすること。
 - イ 埋立廃棄物運搬車の安全性及び維持管理面に配慮した動線計画、施設配置とすること。
 - ウ 作業員の安全性・利便性に配慮した作業動線とすること。
 - エ 各施設間の機能性に配慮した管理動線を確保すること。
 - オ 見学者などに対して、安全に誘導できる見学者動線を確保すること。

3. 施設に関する技術的要件

本施設の設計にあたっては、自然環境との調和及び公害・災害対策の面から次のような機能を有する施設とすること。

- (1) 災害防止
 - 埋立期間中ならびに埋立終了後を通じて、防災上安全な施設とすること。
- (2) 維持管理の容易性
 - 敷地への搬出入管理、浸出水処理施設運転管理及び事務作業等、維持管理の適切化・効率化が図れる施設とすること。
- (3) 現地気象等への対策
 - 大雨・積雪・凍結・強風・地震等に対し、構造上安全であり、維持管理の適切化・効率化が図れる施設とすること。

第12節 施工に関する特記事項

- (1) 作業日は、原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除いた日とし、作業時間は、原則として、〔 8:00 〕～〔 17:00 〕とすること。なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通安全上やむを得ない作業等が発生する場合は、本組合と協議し、承諾を得た後に実施すること。
- (2) 工事中の濁水及び粉じんの発生防止対策の実施等、周辺環境に配慮すること。
- (3) 地中障害物は、受注者の負担により適切に処分すること。ただし、予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、本組合と協議を行い清算すること。
- (4) 本工事で発生する廃棄物は、法令等に準拠するとともに、できる限り再利用を計画すること。
- (5) 工事車両の待機は、原則敷地内で行うこと。
- (6) 工事車両により、既存道路が傷んだ場合は、受注者の責任にて補修すること。
- (7) 工事車両用の洗車設備を設け、退出時には洗車を行うとともに、必要に応じ工事用道路の清掃を行うこと。

第13節 工事（共通要件）

1. 一般事項

(1) 工事基準面

本工事で使用する工事基準面は本処分場工事の基準点を基準とし、工事区域内の確認しやすい箇所に仮基準点を設ける。仮基準点は移動しない構造とし、定期的に確認すること。

(2) 安全管理

工事の周囲及び危険な箇所等には柵を設けるなど安全管理に十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(3) 出来形管理

本工事の出来形管理は監督員と協議すること。

2. 施工計画

(1) 受注者は契約締結後、速やかに施工計画書及び工事工程表を作成し、監督員の承諾を得る。なお、現場の状況等で計画を変更する必要がある場合は、変更施工計画書を提出しなければならない。

(2) 監督員が指示した事項については、あらかじめ必要な図書等を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 許認可申請

工事内容により関係官庁への認可申請（建築確認申請等）、報告、届出等の必要がある場合には、その必要図書の作成及び手続きは、受注者の経費負担により代行すること。

4. 仮設工事

(1) 工事に必要な仮設事務所、資材置場、作業員詰所、監督員詰所、工事用道路、工事用給排水・電気設備等については、本組合と協議のうえ仮設工事計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、指定された仮設設備についても、計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。

(2) 受注者は、工事中、公衆に迷惑を及ぼす行為（公害の発生や付近の地権者との紛争を起こすような行為）のないよう十分な措置を講ずること。

(3) 工事現場の周辺または工事の状況により仮囲い、足場等を設け安全管理に努めること。

(4) 敷地周辺の交通量、交通規制、仮設配線等を考慮し、機械・資材等の搬入、搬出口を計画するとともに、必要に応じて交通整理員を配置すること。

- (5) 仮設用電気・水道・電話等は、本施設との関係を考慮して設置すること。
- (6) 場内の車両通行部分には砂利敷きやアスファルト舗装のうえ、散水を行う等十分な粉塵対策を施すこと。
- (7) 一般道を泥等により汚すことの無いよう、工事車両の搬出入に際しては、洗輪設備または洗車設備を設ける等、本処分場工事と十分に協議のうえ進めること。
- (8) 工事中特に危険と思われる箇所に防護柵を設け、また公道、構内道路が工事用車両等で破損した場合は、本組合に報告のうえ速やかに補修を行うこと。
- (9) 整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努めること。

5. 処分工

(1) 残土処分

- ア 工事にて発生する掘削土は、原則、場内処分する計画とすること。
- イ 工事の着手に先立ち、残土処分計画を提出し、監督員の承諾を得ること。
- ウ 残土運搬車両が公道を走行する場合は、タイヤの洗浄、飛散防止シートの装着、過積載のチェック等を徹底すること。
- エ 受注者は、残土処分調書を作成し監督員に提出すること。

(2) 建設廃材処分

- 工事で発生する建設廃材等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) 等に基づき適正に処分すること。

第14節 労働災害の防止

- 作業員への安全教育、工事中の危険防止対策を行い、労働災害の発生がないように努めること。

第15節 復旧

- 他の設備・既存物件等の損傷等の防止に努め、万一損傷等が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、受注者の負担で必要となる復旧措置を講じること。

第16節 予備品、消耗品及び工具等

受注者は、施設引渡し前までに以下に示す予備品、工具等を納入すること。

なお、予備品、消耗品については、実施設計時に納入品リストを作成し、本組合の承諾を得ること。

1. 予備品、消耗品

施設引渡し後、おおむね1年間に交換または補充を必要とする予備品及び記録紙等の消耗品

2. 施設へ納入する特殊分解工具類

3. その他の工具、備品等

- (1) 標準工具類
- (2) 電気設備用備品類
- (3) 安全用具
- (4) 計測器
- (5) その他

第3章 処理設備仕様

第1節 設備共通仕様

1. 基本的事項

- (1) 浸出水を、指定する基準を満足する水質まで処理すること。
- (2) 浸出水の水質、水量等の変動に耐えうること。
- (3) 設計にあたっては、長期間の使用を考慮し、また、建設にあたっては、周辺環境の保全を第一目標とし、外部への二次公害や悪影響を起こさぬよう関係法規を遵守し、万全を期して施工すること。
- (4) 本施設の運転は、安定性、安全性を考慮しつつ各工程の運転を効率化し、維持管理にかかる経費の節減を図ること。また、運転管理にあたっては、本施設全体のフローの制御及び監視が可能なこと。
- (5) 主要機器（ポンプ、ブロワ等）は、原則として自動交互運転とすること。
- (6) ブロワ等の騒音、振動を発生する装置は、発生源で防音及び振動対策を行うことを原則とし、必要に応じて悪臭対策も行うこと。
- (7) 使用量が多い薬品については、ローリーによる受入れを考慮すること。

2. 各設備共通事項

(1) 点検通路等の構造

- ア 作業動線を考慮し、点検・保守に支障の無いよう十分なメンテナンススペースを確保すること。
- イ プラント運転及び安全確保のため、主用通路幅は原則として 1,200mm 以上とする。また、高所使用機器の周囲に歩廊、階段、点検台等を設け通路幅を 900mm 以上とすると共に手摺、安全柵を設ける等転落防止策を講じること。
- ウ 歩廊には原則として行き止まりを作ってはならない。
- エ 点検通路部分に止むを得ず配管・配線等を設ける場合は、躓き、滑り、衝突が無いよう通行の安全を図る。また、通路部分上は 原則として 2,500mm 程度の高さを確保すること。
- オ 機械まわり手摺高さは 1,100mm とし、支柱間隔 1,000mm を原則とすること。

カ 階段の勾配は水平に対して 45° 未満を原則とし、蹴上げ寸法 200～230mm、踏面寸法 220～300mm とすること。

(2) 高所作業床の保護

- ア 高所作業床は、十分な広さを有するものとし、手摺を設ける。また、安全帯を取り付けるフック等を設けること。
- イ 設備の修理の際足場を組み立てる必要がある場所には原則として他の設備を設置してはならない。

(3) 作業部分の保護

回転部分、運動部分、突起部分にはカバーを設けること。

(4) 安全標識の設置

- ア 関係者以外の者が立ち入ることの危険な場所、作業者への注意を知らせる必要がある箇所には、PL 法に準じ標識を設けること。
- イ 人体に危険を及ぼす可能性のある薬品類のタンク、貯蔵所、注入口には危険表示をすると共に安全標識を設置すること。

(5) 作業環境の維持

- ア 職員の作業環境の向上に努めること。
- イ ガス・粉塵・蒸気等を発散する場所は、その拡散を防ぐために遮蔽する設備、または、換気設備を設けること。
- ウ 著しい騒音・振動を発生する機器類は、その伝搬を緩和させる措置を講ずること。
- エ 薬品類を貯蔵する場所付近には、散水設備及びアイウォッシャーを設置すること。
- オ 施設内の必要箇所に洗浄用の散水設備及び洗面台を設置すること。

3. 機器及び配管の構造、配置等

- (1) 機器等の配置及び水槽レイアウトは、施設全体の動線、処理フロー、外部からの搬入・搬出、維持管理性等を考慮して、無駄な動線がないよう機能的な配置とすること。
- (2) 水処理室には各機器や槽類の点検、補修及び交換が行えるよう、搬入・分解スペースを確保するとともに、必要に応じて吊り下げ設備、点検歩廊等を設けること。

- (3) 機器・配管等の設置に当たっては、周囲に点検・修理・取り替えを行うに必要なスペースを確保すること。
- (4) 槽類のドレンには、弁及び閉止フランジを設けること。
- (5) 機器類潤滑油のドレンには、弁及びプラグを取り付けること。
- (6) 槽外型汚泥、汚水ポンプの軸封は、原則として無注水メカニカルシール型とすること。
- (7) ポンプ、ブロワ等には圧力計を付設する。基本的に腐食性のある液のポンプの圧力計は、隔膜式とすること。
- (8) Vベルト、チェーン類には伸び調整装置、カバーを設けること。
- (9) 密閉式ホッパには、上部に点検口（内部照明付）を設けること。
- (10) 薬品貯槽は、防食塗装を施した防液堤内に設置し、堤内には漏洩検知・警報装置を設けること。
- (11) 機器、配管に使用する材質は、使用条件に対して耐摩耗、耐熱及び耐食性を考慮したものとする。
- (12) 高揚程ポンプには、ウォーターハンマー防止措置を施すこと。
- (13) 自然流下配管には、適切な勾配を設けるものとし、逆流を防止すること。
- (14) 臭気の原因となる機器類は、密閉化を図ると共に臭気捕集口を設置し、臭気の漏洩を防止すること。
- (15) 各水槽からポンプまでの配管は耐腐食性材質とし、吸込配管には洗浄用圧力水配管を接続する。また、ヘッダー管の閉止フランジについても、洗浄時のドレンを考慮した構造とすること。
- (16) 電源または計装空気が絶たれた際には、各自動弁・ダンパ等が安全側に動作すること。
- (17) 機器類のメンテナンス、砂ろ過交換等の作業用にホイストレール及びチェーンブロックを設置する。重量機器の上部には、I ビーム、吊りフック等を適切な箇所に設けること。
- (18) 屋外に設置する機器類、金物及び配管の塗装は、耐塩性、耐候性を考慮したものとする。
- (19) 機器類の塗装は、耐熱、耐薬品、防食、耐塩害、配色等を考慮すること。
- (20) 薬品受入口には、判別が可能な表示を設けること。
- (21) 防火区画貫通部ダクト及びダンパは、SUS 製（内面耐食性塗装）とすること。
- (22) ブロワ等の騒音を発生する機器については、低騒音型の機器を選定し、また設置場所は、可能な限り同一箇所に集中させ、壁面等には吸音材を施すこと。
- (23) ポンプ類の保守を考慮し、吸込配管の水槽貫通配管からポンプ類の接続部の間に必要に応じて短管と伸縮継手を設けること。
- (24) 手動弁類に関しては、外ネジ式等の保守を考慮した形式を用いること。

- (25) 汚水等による機器等の腐食を生ずるおそれのあるものについては、できるだけ腐食しにくい材質のものを適用すること。
- (26) 配管については、勾配、保温、防露、防振等を十分考慮すること。
- (27) 機器及び盤の取付については、耐震性に十分考慮し堅固に取付けること。
- (28) 埋設管及び露出管の地震対策として、可とう伸縮継手を設けること。
- (29) 配管、機器及び水槽等の凍結に十分配慮した施設とすること。

4. 水槽の構造等

- (1) 水槽のメンテナンスのために必要となる設備〔マンホール、ドレン、掃除口、歩廊、架台等〕を設けること。
- (2) 水槽（地上式水槽とする場合）は、浸出水や処理水の水質、添加される薬品の種類等を踏まえ、適切な材質を選定するとともに、防食塗装を施すこと。
- (3) 有害ガスの発生及び酸欠となることが予測される水槽には、換気設備または可搬式通風装置を設置できるマンホール（FRP 製φ450mm もしくはφ600mm 以上）を2箇所以上設けるとともに、安全標識を設置すること。
- (4) 清掃を要する水槽のマンホールは、内1箇所をφ750mm 以上とすること。
- (5) 水槽マンホール付近には、安全帯用のフックを適切な位置に設けること。
- (6) 水槽は密閉化を図ること。

5. 施設内の車両動線

- (1) 施設内における車両動線は、施設の運用方法を考慮し、焼却残渣・不燃残渣搬入車両、薬品等の搬入車両、脱水汚泥搬出車両、公用車等の動線が交錯しないよう配慮した車両動線計画とすること。また、施設の外周を周回できるようにすること。

6. 豪雪地帯における配慮事項

- (1) 豪雪地帯であることを考慮し、最適な結露防止及び断熱性能の確保、または建物内外の凍結に十分配慮すること。
- (2) 処理棟・管理棟の主要な出入口は、積雪によって車両や人の通行が阻害されないように配慮する。また施設の出入口、外周道路等への雪の落下防止対策を行うこと。
- (3) 軒先及び雨どいは、雪庇対策及び凍結対策を行うこと。
- (4) 処理棟・管理棟の基礎底盤は、凍結深度より下部に設ける。また、凍結深度に設ける鉄筋コンクリート部分は、鉄筋かぶり厚さを増すなど構造上の配慮をすること。
- (5) 処理棟・管理棟の天井、床、壁には、熱伝導率の低い断熱材を使用し、防寒、結露対策を行うこと。
- (6) 外部に面する建具、屋外に設ける階段、タラップ等は、耐候性の良好な材料を

使用する。また、積雪、凍結対策に配慮する。

- (7) 建築設備の機器および配管は、凍結対策に配慮する。
- (8) 屋外埋設配管は凍結深度以下に設け、凍上による破損を防止すること。
- (9) 給排気口および屋外設備の機器が雪に埋没しないように配慮する。
- (10) 空調を行う室の外壁等には、適宜断熱材等を使用し、防寒、結露対策を講ずること。
- (11) 機器は極力屋内に設け積雪期における管理を容易にするとともに、屋外に設置する機器や給排気口、給油口等は雪に埋没しないように配慮すること。
- (12) 無落雪でない場合は場内の道路側に雪が落ちないようにすること。また、落雪させる場合は、除雪作業が可能なスペースに落ちるように配慮する。

第2節 流入・調整設備

・共通仕様

- (1) 埋立地で発生する浸出水は浸出水ピットからポンプアップにより浸出水調整池へ送水し、さらにポンプアップにより流入調整槽へ送水する。ただし、施設設計上、浸出水調整池から流入調整槽へ自然流下で送水する計画も可とする。
- (2) 計画地で発生する地下水は地下水ピットからポンプアップにより防災調整池へ排水する。
- (3) 沈砂ピットに堆積した砂の処分先は本処分場とすること。
- (4) 設置するポンプ類は、中央監視室で制御を行うものとする。
- (5) 浸出水を送水するポンプ類は、浸出水ピット、浸出水調整池の水位と連動して制御できるシステムを構築するものとする。

1. 地下水送水ポンプ

埋立施設に併設される地下水ピット内に敷設する。

型 式：〔 〕

数 量：〔 〕台（内、交互運転用〔 〕台）

揚 程：〔 〕m

吐 出 量：〔 〕m³/min

特記事項：①地下水ピットから防災調整池まで送水するものとする。

②ガイドパイプ、ホルダー、ポンプ吊上装置を設け、容易に出し入れができるようにすること。

2. 地下水送水管

地下水ピットからポンプにより防災調整池への排水する管路を敷設すること。

なお、地下水ピットには埋立完了後に防災調整池へ自然流下を行うための管路が設けられているため、その利用も可とする。

3. 浸出水送水ポンプ

型 式：〔 〕

数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）

揚 程：〔 〕 m

吐 出 量：〔 〕 m^3/min

特記事項：①浸出水ピットから浸出水調整池まで送水するものとする。

②ガイドパイプ、ホルダー、ポンプ吊上装置を設け、容易に出し入れ
ができるようにすること。

4. 緊急遮断弁（必要に応じて）

型 式：〔 電動バタフライ弁 〕

数 量：〔 1 〕 基

材 質：〔 弁体：SCS14 〕

口 径：〔 〕 mm

特記事項：①緊急遮断弁はピット内に設置すること。

5. 流入調整槽送水ポンプ

型 式：〔 〕

数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）

揚 程：〔 〕 m

吐 出 量：〔 〕 m^3/min

特記事項：①必要に応じて緊急遮断弁をピット内に設置すること。

②ポンプを浸出水調整池内に設けること。

6. 沈砂ピット

型 式：〔 〕

数 量：〔 〕 槽

寸 法：〔 〕 mW×〔 〕 mL×〔 〕 mH〕

有効容量：〔 〕 m^3

特記事項：①流入する浸出水中の砂泥を除去できる構造とすること。

②必要に応じスクリーンを設けること。

③電動式ゲートまたはバルブを設けること。

7. 排砂ポンプ

型 式：〔 〕

数 量：1 台

揚 程：〔 〕 m

吐 出 量：〔 〕 m^3/min

特記事項：①沈砂ピットに堆積した砂の処分先は本処分場とすること。

8. 流入調整槽

型 式：〔 〕

数 量：〔 〕 槽

有効容量：〔 〕 m³以上

特記事項：①流入水量に対し1日分の容量を確保すること。

9. スケール分散剤貯槽（浸出水ピット用）

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 槽

有効容量：〔 〕 m³

材 質：〔 〕

特記事項：①注入ポンプの空転防止のための設備を備えること。

②計画使用量の10日分以上の容量とすること。

10. スケール分散剤注入ポンプ（浸出水ピット用）

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）

能 力：〔 〕 mL/min×〔 〕 MPa

電 動 機：〔 〕 V×〔 〕 W

特記事項：①薬品の種類に応じた耐性材質を用いること。

②埋設配管が閉塞しないように処理棟に入るまでに取り付けること

第3節 アルカリ凝集処理設備

1. 反応槽

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕

有効容量：〔 〕 m³以上

材 質：〔 〕

特記事項：①流入水量に対し、5 分間以上の容量を確保すること。

②pH 計を設け薬液注入ポンプの制御を行うこと。

2. 反応槽攪拌装置

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 台

能 力：径 φ〔 〕 ×〔 〕 rpm ×〔 〕 kW

材 質：〔 〕

特記事項：①槽内を攪拌できる装置を備えること。

3. 混和槽

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 槽

有効容量：〔 〕 m³以上

材 質：〔 〕

特記事項：①流入水量に対し、5 分間以上の容量を確保すること。

②pH 計を設け薬液注入ポンプの制御を行うこと。

4. 混和槽攪拌装置

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 台

能 力：径 φ〔 〕 ×〔 〕 rpm ×〔 〕 kW

材 質：〔 〕

特記事項：①槽内を攪拌できる装置を備えること。

5. 凝集槽

形 式：〔 〕

数 量：〔 1 〕 槽

有効容量：〔 〕 m³以上

特記事項：①流入水量に対し、20 分間以上の容量を確保すること。

6. 凝集槽攪拌装置

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 台
能 力：径 ϕ 〔 〕 $\times$ 〔 〕 rpm $\times$ 〔 〕 kW
材 質：〔 〕

特記事項：①槽内を攪拌できる装置を備えること。

7. 凝集沈殿槽

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 槽
有効容量：〔 〕 m^3
有効面積：〔 〕 m^2
有効堰長：〔 〕 m

特記事項：①流入水量に対し、3時間分以上の容量を確保すること。
②汚泥を有効に集積し、かつ、引き抜くことができること。
③PVC 製または SUS 製の越流堰を設けること。
④センターウェルを設けること。

8. 凝集沈殿槽汚泥掻寄機

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 基
材 質：〔 〕

特記事項：①十分な強度を有するものとする事。
②掻寄板は磨耗の少ないものとする事。
③過負荷検知器を設けること。

9. 凝集沈殿槽汚泥引抜ポンプ

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）
能 力：〔 〕 $\text{m}^3/\text{分}$ 以上 $\times$ 〔 〕 kW
材 質：〔 〕

特記事項：①耐食性材質とすること。
②異物による閉塞のない構造とすること。
③間欠運転が行えること。
④軸封はメカニカル方式とすること。

10. 中和槽

形 式 : []

数 量 : [] 槽

有効容量 : [] m³以上

特記事項 : ①流入水量に対し、10 分間以上を確保すること。

②pH 計を設け薬液注入ポンプの制御を行うこと。

11. 中和槽攪拌装置

形 式 : []

数 量 : [] 台

能 力 : 径 ϕ [] $\times$ [] rpm $\times$ [] kW

特記事項 : ①槽内を攪拌できる装置を備えること。

12. スケール分散剤貯槽

形 式 : []

数 量 : [] 槽

有効容量 : [] m³

材 質 : []

特記事項 : ①注入ポンプの空転防止のための設備を備えること。

②計画使用量の 10 日分以上の容量とすること。

③流入・調整設備のスケール分散剤貯槽と兼用しても構わない。

13. スケール分散剤注入ポンプ

形 式 : []

数 量 : [] 台 (内、交互運転用 [] 台)

能 力 : [] mL/min $\times$ [] MPa

電 動 機 : [] V $\times$ [] W

特記事項 : ①薬品の種類に応じた耐性材質を用いること。

第4節 薬品注入設備

1. 凝集剤貯槽

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 槽

有効容量：〔 〕 m^3 以上

材 質：〔 〕

付 属 品：必要なもの一式

特記事項：①計画使用量の 10 日分以上の容量とすること。

2. 凝集剤注入ポンプ

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）

能 力：〔 〕 $\text{mL/min} \times$ 〔 〕 MPa

電 動 機：〔 〕 $\text{V} \times$ 〔 〕 W

特記事項：①薬品の種類に応じた耐性材質を用いること。

3. 苛性ソーダ貯槽

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 槽

有効容量：〔 〕 m^3

材 質：〔 〕

特記事項：①注入ポンプの空転防止のための設備を備えること。

②計画使用量の 10 日分以上の容量とすること。

4. 苛性ソーダ注入ポンプ

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）

能 力：〔 〕 $\text{mL/min} \times$ 〔 〕 MPa

電 動 機：〔 〕 $\text{V} \times$ 〔 〕 W

特記事項：①薬品の種類に応じた耐性材質を用いること。

5. 硫酸貯槽

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 槽

有効容量：〔 〕 m^3 以上

材 質：〔 〕

特記事項：①計画使用量の 10 日分以上の容量とすること。

6. 硫酸注入ポンプ

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）
能 力：〔 〕 mL/min×〔 〕 MPa
電 動 機：〔 〕 V×〔 〕 W

特記事項：①薬品の種類に応じた耐性材質を用いること。

7. 凝集助剤溶解槽

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 基
溶解槽容量：〔 〕 L 以上

材 質：溶解槽 FRP または PVC、その他主要部 SUS 製

特記事項：①連続溶解式とし、貯留量は 1 日使用量の 1.5 時間以上とすること。

②給粉ホッパーの容量は 10 日分以上とすること。

③湿気防止のため、乾燥空気を導入すること。

④溶解用攪拌装置を設けること。

8. 凝集助剤注入ポンプ

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）
能 力：〔 〕 mL/min×〔 〕 MPa
電 動 機：〔 〕 V×〔 〕 W

特記事項：①薬品の種類に応じた耐性材質を用いること。

9. 炭酸ソーダ貯槽

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 槽
有効容量：〔 〕 L
材 質：〔 〕

特記事項：①貯留量は 1 日使用量の 10 日分以上とすること。

②排気には集塵機を設けること。

③湿気防止のため、乾燥空気を導入すること。

10. 炭酸ソーダ溶解槽

形 式：連続式自動溶解装置
数 量：〔 〕 基
溶解槽容量：〔 〕 L

材質主要部：〔 〕

特記事項：①連続溶解式とし、貯留量は1日使用量の1時間分以上とすること。

②給粉機、攪拌機及び給水弁を設けること。

第5節 高度処理設備

1. ろ過原水槽

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 槽
寸 法：〔 〕
有効容量：〔 〕 m^3

2. ろ過原水ポンプ

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）
能 力：〔 〕 $\text{m}^3/\text{min} \times$ 〔 〕 MPa
全 揚 程：〔 〕 m

3. 砂ろ過塔

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 基
寸 法：〔 〕 $\text{mm} \phi \times$ 〔 〕 mmH
ろ層構成：〔 〕
ろ過面積：〔 〕

4. ろ過処理水槽

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 槽
寸 法：〔 〕
有効容量：〔 〕 m^3 以上

5. 逆洗ポンプ

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）
能 力：〔 〕 m^3/min
全 揚 程：〔 〕 m

6. 空洗ブロワ

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）
能 力：〔 〕 m^3/min
構 造：〔 〕

第6節 放流設備

1. 放流槽

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 槽
寸 法：〔 〕
有効容量：〔 〕 m^3

2. 放流ポンプ

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）
能 力：〔 〕 m^3/min
全 揚 程：〔 〕 m

第7節 汚泥処理設備

1. 汚泥濃縮槽（必要に応じて）

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 槽

寸 法：〔 〕

有効容量：〔 〕 m^3

材 質：〔 〕

特記事項：①汚泥引抜量に対し、3日分以上の容量を確保すること。

②散気装置を設けること。

2. 濃縮槽汚泥掻寄機（必要に応じて）

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 槽

動 力：〔 〕 kW

特記事項：①沈降した汚泥を掻き取り、下部の引抜き管から引き抜くことができる構造とすること。

3. 濃縮汚泥ポンプ（必要に応じて）

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）

能 力：〔 〕 $\text{m}^3/\text{hr} \times$ 〔 〕 m

電 動 機：〔 〕 V $\times$ 〔 〕 kW

4. 汚泥貯留槽

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 槽

寸 法：〔 〕

有効容量：〔 〕 m^3

材 質：〔 〕

5. 汚泥貯留槽攪拌装置

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 基

能 力：〔 〕

寸 法：〔 〕

6. 汚泥供給ポンプ

形 式 : []
数 量 : [] 台 (内、交互運転用 [] 台)
能 力 : [] $\text{m}^3/\text{min} \times [] \text{ kW}$
全 揚 程 : [] m

7. 汚泥脱水機

形 式 : []
数 量 : [] 台
能 力 : [] m^3/h 、[] $\text{kg} \cdot \text{DS}/\text{h}$
電 動 機 : [] kW

8. 脱水助剤貯槽

形 式 : []
数 量 : [] 槽
有効容量 : [] m^3
構 造 : []

9. 脱水助剤投入ポンプ

形 式 : []
数 量 : [] 台 (内、交互運転用 [] 台)
能 力 : [] $\text{m}^3/\text{min} \times [] \text{ kW}$
全 揚 程 : [] m

10. 脱水汚泥搬送装置 (必要に応じて)

形 式 : []
数 量 : [] 台
能 力 : [] $\text{m}^3/\text{min} \times [] \text{ kW}$
構 造 : []

11. 脱水汚泥貯留装置

形 式 : []
数 量 : [] 台
容 量 : [] m^3

特記事項 : ① 8 t ダンプ車により搬出可能なものとする。

第8節 計量設備

1. トラックスケール

形 式：ピット式

数 量：1 台

寸 法：[]

最大秤量：30 t

最小目盛：10 kg

操作方法：キースイッチ方式

特記事項：①焼却残渣・不燃残渣搬入車両及び脱水汚泥車両は8 t ダンプ車とし、
覆土搬入車両は10 t ダンプ車とする。

②ピット内に流入した雨水を排水する設備を設けること。

③搬出情報、搬入情報及び集積・処理方法などの詳細は、工事着手前に発注者と協議すること。

④引渡し時は、公的機関の計量証明をとること。

⑤過秤量に対しては警報・計量拒否等の処理ができること。

⑥故障に備え、手動計量及びバックアップ対策を考慮すること。

⑦無人で受付、計量できる方式とすること。

⑧清掃及び法定点検時を考慮し、維持管理が容易な設備とすること。

⑨搬入車両は1 回計量を前提とするが、災害時等に未登録の車両が来た際に2 回計量できるような配置計画とすること。

2. 計量部

形 式：[デジタル指示式プリンター付]

数 量：[1] 式

操 作 部：[キースイッチ]

精 度：[1/2,000]

印字内容・伝票印字：年月日、時分、コード、銘柄、回数、総重量、風袋重量
正味重量、単価、料金、その他必要項目

付帯機器：遠隔表示（屋外、デジタル式） 1 基

特記事項：①印字は汎用プリンターとすること。

②データ外部出力機能付とすること。

第9節 雑設備

1. プロセス用水ポンプ

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）
能 力：〔 〕 m^3/min
電 動 機：〔 〕 V×〔 〕 kW
特記事項：①給水圧力による自動制御を行うこと。

2. 床排水ポンプ

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 台（内、交互運転用〔 〕 台）
能 力：〔 〕 m^3/min
電 動 機：〔 〕 V×〔 〕 kW
特記事項：①異物によって閉塞が起こらないものとする。
②接液部は、耐食性材質とすること。
③排水ピットを設けること。
④吊り上げ装置を設置すること。

3. 各機器搬入搬出装置

形 式：〔 〕
数 量：〔 〕 基
吊上荷重：〔 〕 t
揚 程：〔 〕 m
設置個所：〔 〕
特記事項：①保守用として、必要な場所に吊上げ装置を設置すること。

4. 計装用空気圧縮機（必要に応じて。プラント用空気圧縮機と兼用可。）

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 基（内、交互運転用〔 〕 基）

吐 出 量：〔 〕 m^3/min

吐出圧力：〔 〕 MPa

空気タンク：〔 〕 m^3

主要電動機：〔 〕 V×〔 〕 P×〔 〕 kW

操作方式：現場及び中央

主要機器：圧縮機本体 1 基

冷却器 1 式

空気タンク 1 式

除湿器 1 式

その他必要な機器 1 式

特記事項：①無給油式とすること。

5. プラント用空気圧縮機

形 式：〔 〕

数 量：〔 〕 基（内、交互運転用〔 〕 基）

吐 出 量：〔 〕 m^3/min

吐出圧力：〔 〕 MPa

空気タンク：〔 〕 m^3

主要電動機：〔 〕 V×〔 〕 P×〔 〕 kW

操作方式：現場及び中央

主要機器：圧縮機本体 1 基

冷却器 1 式

空気タンク 1 式

除湿器 1 式

その他必要な機器 1 式

特記事項：①無給油式とすること。

第10節 電気・計装設備

本設備は、電気設備の技術基準、内線規定、電気用品取扱規則、JIS、JEC、JEM、その他の関係法規及び電力会社の電気供給規定に従うと共に、運転管理上適正な機能を発揮できるよう配慮すること。

また、本処分場への電源供給や必要設備の設置等、十分に考慮した上で施工すること。

1. 電気設備

ア 電気計装設備は、プラント機器の機能が十分に発揮でき、経済性、維持管理性、省エネ等を総合的に勘案した最適なシステムとすること。

イ 受変電設備は、電気室に配置すること。

ウ 本施設の運転操作は、自動運転が行えること。

エ 主要機器（ポンプ及びブロワ等）は原則として自動交互運転とすること。

オ 動力制御盤、現場操作盤には、必要に応じて、電流計、指示計、各表示ランプ、操作スイッチ等を設け、運転管理が適正に行えるよう配慮すること。

カ 動力制御盤、現場操作盤は、本施設内の各設備及び各機器類に応じて、維持管理を考慮した位置に配置すること。

キ 計装機器は以下に示す項目のほか、本施設の運転制御上必要となるものを設置すること。

- ・ 流量計
- ・ 圧力計
- ・ 液面計
- ・ pH 計
- ・ その他必要とする計装機器

ク 監視は、中央監視室で行うものとし、日報、月報、年報の自動作成（日報作成装置）ができるものとすること。また、本施設内に設置する動力制御盤でも監視・操作ができるようにすること。

ケ 異常時の緊急連絡として、非常用通報装置を設置すること。

コ 電話設備、ITV 設備を設置すること。また、本工事において、埋立施設内のITV 設備を設置すること。

サ 建築設備機器（空調、換気、照明、給排水衛生設備等）に電源を供給すること。

シ 屋外照明は、本施設の壁面に取り付けることを基本とし、本施設の運転、維持管理、防犯に必要となる箇所に設けること。

ス 本処分場で使用するすべての電力を供給できる設備を電気室に設けること。

セ 施設内の電気設備は接地工事を確実にを行うと共に、接地保護、絶縁マット等の感電防止対策を施すこと。

ソ 遠方操作がある場合には、点検中には遠方から電源を投入できないよう考慮

すること。

タ 電話回線により指定場所へ連絡できる非常用通報設備を設置すること。なお、警報項目の点数、内容等については、本組合と協議の上決定すること。

(1) 受変電設備

設備容量は、施設で使用する電力に対して適切な余裕を持ったものとする。

受電方式：屋内キュービクル自立閉鎖型

高圧回路：3相 6,600V 50Hz

低圧動力：3相 400V 系または 200V 系

照明、コンセント：単相 100V 系及び 200V 系

計装設備：単相 100V 系及び DC24V 系

設備内容：高圧引込受電盤	1 式
高圧進相コンデンサ	1 式
動力用変圧器（形 式 乾式モールド式）	1 式
照明用変圧器（形 式 乾式モールド式）	1 式
動力主幹盤	1 式
照明主幹盤	1 式
その他必要なもの	1 式

特記事項：①変圧器の容量算定にあたっては、進相コンデンサを設けるなど省エネルギー対策を検討すること。

②改善後の力率は 95%以上とすること。

③JISC4620 に準拠した構造とすること。

(2) 配電盤設備

下記の盤を作業性、保守管理の容易性等を考慮して設置すること。

また盤面数・大きさ及び構造等は施設の規模、周囲の条件に適合したものとする。

動力制御盤	1 式
現場操作盤	1 式
電灯分電盤	1 式
その他必要なもの	1 式

(3) 動力設備

- ア 機器の運転及び制御は容易かつ確実な方式とすること。
- イ 電気機器類の配置は、維持管理の容易性を配慮したものとする。
- ウ 停電に際し、必要な設備には復電時の自動復帰回路を設けること。
- エ 動力制御盤には必要に応じて電流計、指示計、各表示ランプ、操作スイッチ等を設け運転管理が適正に行えるよう配慮するとともに、施設内の各設備、機器類に応じて配置し、供电するものとする。なお、タッチパネル式の操作・表示も可とする。

(4) 動力配線工事

動力線：EM-CE ケーブル

EM-CET ケーブル（同等品以上）

制御線：EM-CEE ケーブル

EM-CEES ケーブル（同等品以上）

計装線：EM-CEE ケーブル

EM-CEES ケーブル（同等品以上）

接地線：EM-IE ケーブル

特記事項：①配線工事は、ダクト、ラック等を用いた集中布設方式を原則とすること。

②ダクトは屋内 SS 製、屋外 SS (溶融亜鉛メッキ品) 製とすること。

③ラックはアルミ製を原則とすること。

④地中埋設ケーブルは電線管または可撓電線管等で保護すること。

⑤機器への配線接続は圧着端子で取付けるとともに、ビニル被覆プリカチューブ等で保護すること。

⑥接地工事は、関係法規に準拠し施工すること。

⑦必要に応じて避雷設備を設け雷サージの軽減対策を施すこと。

⑧電動機が水中に没する機器には漏電遮断器を設け、主幹に漏電警報器を設置すること。

⑨コンクリート埋設配管は、PF 管、露出配管は、ビニル管とすること。

⑩露出電線管は、原則として耐衝撃性硬質塩ビ管とすること。

⑪雰囲気の良い場所に設置するプルボックスは、SUS 製または PVC 製の耐食性材質とすること。

(5) 屋内照明及び屋外照明設備

ア 電灯分電盤を本施設内に設置すること。

イ 屋内照明は、機器の運転管理上安全な作業ができるよう十分な明るさを確保するものとし、原則として JIS 照度基準に準拠し、消防法、建設基準法によ

- る誘導灯、非常灯とともに停電時の保安、運転に必要な照明を設けること。
- ウ 必要箇所にはコンセントを設けること。
- エ 100V 用コンセントは、必要に応じ防水引かけアースターミナル付とすること。
- オ 指定場所に作業用電源盤を設け、100V, 200V コンセントを設置し、漏電遮断器を設けること。
- カ 雰囲気の良い場所に設置する照明器具カバーは、SUS 製等の耐蝕性に優れたものとする。
- キ 高所の照明器具の取替えが容易に行えるよう配慮すること。
- ク 照明設備の計画は、EM-IE 線等にて計画すること。
- ケ コンクリート埋設配管は、PF 管、露出配管は、ビニル管とすること。
- コ 屋外照明は処理棟の壁面に 2 か所程度配置し、自動点滅器にて自動的に点滅（自動点滅、タイマー、手動点滅）するものとする。なお、灯具の選定は周辺との調和を考慮するものとする。
- サ 配線は地下埋設とし、可撓電線管で保護すること。

(6) 電話設備、インターホン設備

- ア 加入者電話用配線設備は局線 2 回線とし、ページング機能を有した電話・ファクシミリも設けること。
- イ 電話機、インターホンは、必要な箇所に設置することとし、詳細は本組合と協議すること。
- ウ 電話、火災報知装置等各設備の本機は、まとめて設置すること。
- エ 携帯子機を 2 台設けること。

(7) 防犯設備

- 必要箇所に警備用空配管を敷設すること。

(8) 警報設備

- ア 現場操作盤及びデータログに異常・故障表示を行い、異常・故障時の対応が適切に行えるよう計画すること。
- イ 平日は巡回監視であること、及び休日及び夜間は、無人化となることを考慮し、平日の日中または休日・夜間を問わず、常時、警報は、加入電話回線を使用する非常通報装置により指定箇所（複数箇所）に通知し、故障等内容が把握できる設備とすること。

(9) LAN 設備

- 受付事務室、中央監視室、会議室に有線 LAN を引込み、その他諸室は無線 LAN を設置すること。

2. 計装設備

本施設の運転管理は、原則として現場監視方式とし、処理効率の向上、処理の安定化、省力・省エネルギー化及び作業改善が図られること。

各機器については必要に応じて液面制御器等による自動運転、空運転防止、相互の連動運転、インターロック回路、タイマー運転等を計画すること。

(1) 計装機器

ア 計装機器は、設置場所の使用条件に適合し、かつ信頼性の高いものとする
こと。

イ 計装機器の電源装置は、良質な電源を安定して、かつ、確実に供給できるものとし、十分な容量のものとする。

ウ 情報処理装置を安全にシャットダウンできる容量の無停電電源装置を設けること。

エ 計装機器は、施設の安定運転を維持することを考慮し、かつ、運転管理を省力化するに最適なものを選定すること。

オ 表示は、主としてカラー液晶モニターとするが、必要に応じてデータログ、現場にも指示計、積算計等を設けること。

カ 下記の計装機器を適宜計画すること。

① 流入調整設備

- ・ 調整槽水位計
- ・ 原水流量積算計

② 凝集処理設備

- ・ pH 記録調節計
- ・ 各薬品タンク液面計
- ・ 各ポンプ槽水位計

③ 放流設備

- ・ pH 記録計
- ・ 放流量積算計

④ 汚泥処理設備

- ・ 各ポンプ槽水位計
- ・ 凝集沈殿槽汚泥引抜量積算計（流量計）
- ・ 汚泥供給量積算計（流量計）

⑤ 漏水検知システム監視盤を水処理施設内に設置するための電源供給、室内置場を用意すること。

- ・ スペース 〔 1.2m×1.2m 〕 程度
- ・ 電源仕様 〔 単相 100V 等 〕

⑥ その他必要機器

(2) 監視システム

ア 中央監視室において、本施設の集中監視ができるものとする。中央監視室は、空調、遮音、照明等室内環境に十分留意すること。

イ 処理状況、各機器の稼働状況、自動計測機器等を集中監視できるよう、指示・記録計等を配置した監視システムを計画すること。

ウ 集計したデータを確認できるよう、パーソナルコンピュータを用いた LCD 監視装置（デスク設置型式）を中央監視室に設置すること。

エ 平日の日中、夜間にかかわらず、異常が発生した場合、電話回線を用いて、一括非常警報を送信できるものとする。

オ データログシステムの仕様は下記とすること。

品 名：パーソナルコンピュータ

数 量：1 式（パーソナルコンピュータ 2 台、プリンター 1 台）

構 造 等：①ディスプレイは 24 インチ以上の TFT とすること。

②プリンターは、A 3 印刷が可能なものとする。

③表計算、ワープロ、グラフ、図形処理が可能なシステムディスクを納入すること。

処理内容：

① 計器からの信号を読み込み毎時間毎にデータとして記録すること。（日報）
また、毎日のデータの集計を各月毎に整理し、月報とすること。これらは日報・月報としてプリンターで自動印字すること。

・ 日報、月報、年報の集計、作票を行う。

・ オンライン入力：処理量等計測データ

・ オフライン入力：薬品使用量、水質分析データ等

・ 集計内容は各入力データの現在値、平均値、最大値、最小値及び積算値等とする。

・ 機器の運転、故障、流量、水位等の運転状況を表示する。

・ 入力データのトレンドグラフ表示を行う。

・ アラーム表示を行う。

・ ユーティリティ関連項目の表示を行う。

・ 補助記憶装置のデータ修正、追加等を可能とする。

② 処理状況のディスプレイ

・ LCD 上で、グラフィック画面に設備の稼働状態を表示する。

・ 運転性及び保守性を考慮し、カラー液晶モニタ 2 台以上で同一性機能を有すること。

③ 警報一覧表

・ 設備に異常が発生した場合に警報画面に表示する。

④ 警報履歴

・ 設備に異常が発生した場合に、発生した項目とその時刻、また解消した時

刻を画面に表示する。また、プリンターで印字記録が任意できるものとする。

⑤ トレンドグラフ

- ・測定データの推移を、時間を逆登ってグラフ上に表示する。

⑥ プリンター

- ・メモリーバッファを設け、印字中においても本体の操作が可能とする。
- ・カラー印字が行えるものとする。
- ・カラー液晶モニタのハードコピー印字が行えるものとする。

⑦ 補助記憶装置

- ・BD、DVD、やSSDなど市販の記憶媒体を使用する。

⑧ その他納入品

- ・専用機及び椅子 : 各2台
- ・その他プリンター等機器の設置機 : 1式
- ・記録紙・リボン等消耗品 : 各2年分
- ・記憶媒体 : 各1年分

(3) ITV 設備

施設内の状況を監視できるものとし、次の設備を設置する。

ア ITV カメラ

形 式 : [ネットワークカメラ]

数 量 : [3] 台

設置場所 : [処理棟周辺、計量設備、埋立施設内]

特記事項 : ①埋立地全体を監視可能なこと。

②ズーム、垂直。水平方向への首振り機能を有すること。

③耐食。防水カバーを設けること。

④録画機能を有し7日以上を保存できること。

イ モニターテレビ

形 式 : [カラー方式、画面4分割]

数 量 : [1] 台

寸 法 : [32] インチ以上

設置場所 : 中央監視室

3. 計装用配線、配管工事

(1) 盤内配線、電送配線は、計装専用ケーブルを使用すること。

(2) サージ対策ノイズ防止及び誘導障害対策等のために必要な保安器、シールド等を考慮すること。

(3) 配管は取り外し方向等に注意し、閉塞等が生じないように配慮すること。また、振動、異常温度等の障害となるものへの対策を考慮すること。

第11節 その他説明用調度品

1. 説明用パンフレット

仕 様：A4版 カラー印刷（大人用、児童用の2種類）

部 数：3,000部（別途PDFデータ納入のこと）

2. 説明用動画

記憶媒体：〔 〕

数 量：一式

特記事項：①本施設の搬入から埋立までの説明した静止画・動画を編集し、一本の動画とすること。

②本施設の処理工程毎の役割を説明した静止画・動画を編集し、一本の動画とすること。

③動画視聴用設備としてモニタ等を用意すること。モニタは75インチ程度とすること。

3. 完成写真

額縁付完成写真（カラー）を納入すること。内1枚は、航空写真（ドローン撮影可）とする。

寸 法：A2サイズ

数 量：3枚

4. 説明用パネル

見学者向けに説明用のパネルを設置すること。最終処分場全体（貯留施設、浸出水処理施設等を含む）を説明できるものとする。

5. 備品類

必要な備品類のリストを提出し、納入すること。

第4章 土木建築工事仕様

第1節 基本的事項

- (1) 土木・建築の仕様を決定するにあたっては、景観、経済性、長期間の使用等について考慮すること。
- (2) 構造 [地上鉄骨造 地下鉄筋コンクリート造]
- (3) 土木建築工事における設計・構造計算及び施工等については、水槽部も含めて建築基準法に準拠すること。
- (4) 重要度係数は 1.25 とすること。
- (5) 管理棟・水処理棟は一棟とすること。
- (6) 建築の仕上げは、周辺環境（埋立施設を含む）との調和、公共建築物に相応しいものとし、関係法令、地域特性、経済性、長期間の使用等を勘案すること。
- (7) 施設の管理や運転に必要な照度を確保するための照明設備を設けること。
- (8) 本施設の目的、機能、運転、維持管理性に配慮し、関係法令等に準拠した建築機械設備及び建築電気設備とすること。
- (9) 施設内のレイアウトは、維持管理に優れた配置とすること。
- (10) 処理設備は、建屋内に設置することを基本とすること。

第2節 土木・建築工事

1. 施工方法

- (1) 施工に際しては、日本建築学会基準、建築基準法等の関係法令及び仕様書を遵守し施工すること。
- (2) 工事の安全については、労働安全衛生法等を遵守し、安全柵、安全カバー等を設けるなど十分な対策を施すこと。また、工事期間中は、受注者の責において火災保険または組立保険に加入すること。
- (3) 工事機械の騒音、振動による工事公害等が発生しないように事前に近隣周辺状況を確認し適切な工法とすること。
- (4) 杭打支持とする場合は、低騒音・低振動方式とすること。
- (5) 工事用車両が一般車両の通行に支障とならないよう配慮するとともに、周辺住民の安全及び生活環境維持を十分考慮した対策を行うこと。
- (6) すべての工事に際して、その工事内容を施工前に再度確認し、工事の円滑化及び労働災害防止に努めること。
- (7) 工事時間帯は、騒音・振動等により周辺住民の生活環境に支障を及ぼさないように配慮すること。

2. 土工事

- (1) 工事に支障を及ぼす湧水、雨水等の排水計画、根切り底、法面、掘削面に異常が起こらないように十分検討し施工すること。
- (2) 掘削は、構造物の施工に支障のないよう、必要に応じた土留工、締切工等により所定の深さまで掘り下げ、床付け面は機械と人力を併用し平滑に仕上げること。
- (3) 地下水位以下の掘削を行う場合は、剛性の高い止水性土留工を検討・設置すること。また、海水、地下水等の排水計画は十分行い、異常が起こらないよう施工すること。
- (4) 埋戻しは、作業に適した機材を用い、残留沈下が生じないよう十分突き固めること。
- (5) 残土等の処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守すること。

3. 基礎工事

- (1) 地質調査資料（巻末資料）を参考とし、設備荷重などもあわせて検討のうえ計画し、実施すること。
- (2) 割栗石、砂利地業については、空隙のないように目潰し材を用い、ランマー等で突き固めること。

4. コンクリート工事

- (1) コンクリート設計基準強度は鉄筋コンクリート $21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上、無筋コンクリート $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とすること。
- (2) テストピースは打設毎及びコンクリート 150 m^3 以内毎に採取し、1 週、4 週、強度の破壊テストを行い、成績表を提示すること。
- (3) タッピングは、コンクリート天端表面に亀裂を生じないよう硬化作用が始まる前に再度天端を押さえること。
- (4) 冬期コンクリート打設を行う場合には、凍結防止及び養生対策を十分に考慮すること。
- (5) 骨材は、JIS に明記する試験に合格した強度を有したものを使用すること。
- (6) 型枠については、十分な強度と剛性を有し雑物等の除去に努め、形状、寸法の決定は入念に行うものとする。

5. 鉄筋工事

- (1) 鉄筋は JIS 規格品とすること。
- (2) 鉄筋はコンクリートの付着力を減ずるおそれがあると認められる浮錆、油類、ごみ等を使用前に除去すること。
- (3) 鉄筋は正しい位置に配置し、コンクリートを打っても動かないよう堅固に結束する鉄筋と型枠との間隔はスペーサーを用い正しく保持すること。
- (4) 組立てた鉄筋の上を直接歩行し、またこれに荷重を加えないよう保護すること。
- (5) ガス圧接を行う場合は原則として、日本圧接協会制定の「鉄筋ガス圧接工事標準仕様書」により施工すること。
- (6) 鉄筋の組立はコンクリート打設に先立ち、本組合の検査を受けるものとする。

6. 型枠及び支保工事

- (1) 型枠及び支保工事は、作業荷重、コンクリートの自重、側圧、及びコンクリート打設時の振動等外力に耐え、ひずみ、狂いが生じない構造とすること。
- (2) 型枠は、コンクリートの打設位置、形状、寸法に対して正しく組立てること。
- (3) コンクリート埋め込みとなるスペーサーはコンクリート製または樹脂製とすること。
- (4) 型枠はコンクリート打設に先立ち、原則として、本組合の検査を受けるものとする。
- (5) 型枠は、コンクリートが必要とする支持力を有するまで取り外してはならない。

7. 防水工事

(1) 水槽防水

ア コンクリート造水槽の防水は、原則としてコンクリート躯体で止水するものとし、防水剤は補助として使用すること。

イ 打継場所には必要に応じて止水板をいれること。

(2) 水張テスト

ア 水張テストは、最低 48 時間水を張って漏水箇所のないことを確認すること。

イ 地下の水槽にあっては、漏水箇所が確認するまで埋め戻してはならない。

ウ 水張テストの水は淡水とすること。

(3) 水槽内部仕上げ

ア 水質に適する無機質浸透性塗布防水、防食ライニング、及び防食塗装を施工すること。

- イ 水槽防食の仕様は、日本下水事業団「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル」に準拠すること。
- ウ 塗布前に躯体のレイタンス、ごみ等を除去後実施すること。

水槽内部仕上表（案）

水槽名	床	壁	天井
流入調整槽	B種相当	B種相当	B種相当
混和槽	B種相当	B種相当	B種相当
凝集槽	B種相当	B種相当	B種相当
凝集沈殿槽	B種相当	B種相当	B種相当
中和槽	B種相当	B種相当	B種相当
ろ過原水槽	A種相当	A種相当	A種相当
ろ過処理水槽	A種相当	A種相当	A種相当
放流槽	A種相当	A種相当	A種相当
汚泥濃縮槽	C種相当	C種相当	C種相当
汚泥貯留槽	C種相当	C種相当	C種相当

8. 左官工事

(1) モルタル

- ア 下地、下塗り及び下地処理面は清掃の上、表面を十分に湿らせてから施工すること。
- イ 塗り面早期乾燥を防止するため、必要に応じ、湿潤養生を行うこと。
- ウ 機械、配管工事との工程の調整を行い、できるだけ機械工事等の後に仕上げ工事を実施するよう計画すること。
- エ モルタル仕上げ工程において、機械、配管類を汚損しないよう十分に留意し、施工すること。
- オ 土間及び機械基礎の仕上げモルタルは、機械類設置後施工することを原則とすること。

9. 金物工事

(1) ホイストレール、フック等

- ア 建物各部の要所には、機器搬出入用のホイストレールまたは吊り下げ用フックを取り付けること。
- イ フック等取り付け箇所のうち必要部分にはチェンブロックを設けること。
チェンブロックは、必要に応じて電動式とすること。

(2) マンホール等

ア 水槽には水槽の形状、点検頻度、機器類との取合い等を考慮し、維持管理が可能なようマンホール等を設けること。

(3) 必要に応じて手摺（SUS、SS またはアルミ製）等を設けること。

(4) 異種金属で構成される金属製品の場合は、適切な方法により電蝕防止対策を講じること。

10. 建具工事

(1) 窓建具はアルミ製とし、建具方式は引き違いを原則とすること。

(2) 扉はアルミ製及びステンレス製とすること。

(3) 各部屋の連結扉は必要に応じ、防音構造とし、防音パッキンを設けること。

(4) 重量シャッターは、原則として電動式とすること。

(5) 屋外に面するシャッターは、SUS 製、アルミ製または FRP 製の耐食性に優れた材質とすること。

(6) 管理棟の窓は二重ガラスサッシとすること。

11. 雑工事

(1) 一般塗装仕上部に使用するコーナービートはステンレス製とし、コーナービート高さは、1,800mm までを標準とすること。

(2) 階段滑り止めは、ステンレス製ビニルタイヤまたは合成ゴム入りのステンレス製両面フラットエンドによる接着剤ビス止め併用工法を標準とすること。

(3) ブラインドは、横型カラーアルミニウム合金製とし、ギヤー式開閉、スラット成型幅 25mm を標準とすること。

(4) 標識は、室名札、ピクトグラフ、案内板等を設置すること。

(5) 足拭きマットは、ステンレス製（受枠ステンレス製）を標準とすること。

(6) 車両等の安全を考慮し、適切な位置に標識、カーブミラー等を設置すること。

12. 処理棟工事

(1) 建築概要

建築面積：〔 〕 m²

延床面積：〔 〕 m²

軒 高：〔 〕 m

(2) 主要構造

仕様は以下に示す内容と同程度とすること。

地 下：〔鉄筋コンクリート造〕

地 上：〔鉄骨構造〕

(3) 駐車場

駐車車両：従業員用 ： 4 ～ 5 台
 来客用 ： 2 ～ 3 台
 見学者用バス： 1 ～ 2 台

特記事項：①配置計画まで本工事対象とし、舗装工事は土木工事範囲とする。

(4) 車庫

収納台数：2 台（ホイロローダー 日立建機：LX-70）

特記事項：①脱水汚泥搬出室と兼用すること。

(5) 外部仕上げ

部 位	仕 上
屋根	アスファルト防水
笠木	アルミ製
庇	アルミ製
外壁	複層塗材吹付 ALC125
腰壁	コンクリート打放し
地下外壁	ポリマーセメント系塗膜防水
雨樋	ルーフドレイン：鋳鉄製 縦樋：カラーVP100φ
タラップ	ステンレス製
鉄部塗装	錆止め塗装：工場 1 回、現場 1 回のうえ、SOP 塗装
トラックスケール屋根	ハゼ式折板葺
建具	窓・ガラリ：カラーアルミサッシ、防虫網戸付 玄関扉：自動ドア 外部扉：アルミ製、スチール製 外部シャッター：アルミ製または SUS 製 電動シャッター 内部扉：軽量スチール製、アルミ製

(6) 内部仕上げ

部 位	仕 上
床	玄関：磁器質タイル張 管理部：長尺ビニル床シート トイレ洗面：長尺ビニル床シート プラント部：合成樹脂塗床
巾木	ビニル巾木
壁	監理部：LGS+PB 下地、ビニルクロス貼

	プラント部：ALC 素地
天井	ロックウール化粧吸音板 デッキプレート裏表し

(7) 各室配置等

- ア 中央監視室は、各種制御装置及び計装機器を配置し、設備を安全かつ円滑なスペースを考慮すること。
- イ 各室の土足利用は次のとおりとすること。
土足利用：プラント内
土足禁止：その他
- ウ 時計設備（電波時計）を、受入事務室、作業員休憩室、中央監視室、会議室、プラントに設置すること。

(8) その他

- ア 採光、換気については十分に考慮すること。
- イ 腐食性薬品タンク設置場所には防液堤を設けること。
- ウ ブロワ・脱水機などの騒音・振動を発生する装置については防音カバー等で対処することを原則とする。また、室温が高くなるため、自動換気を設けること。
- エ 機械類の搬出入ライン、作業スペースを十分考慮すること。（十分な寸法を確保し、余裕のある作業スペースとする）
- オ 屋根、壁面の色彩については本組合の承諾を得ること。
- カ 中央監視室は各種盤類の設置スペースに留意し、管理動線に細心の配慮を行うこと。
- キ 外部（雨等湿気がある箇所）には、錆びにくい材質（アルミ、SUS 等）を使用すること。
- ク 必要に応じて、機械・機器の搬出入用マシンハッチ等を設けること。
- ケ 本組合と協議のうえ、各諸室に収める什器・備品類を選定すること。

13. 建築設備

(1) 給排水衛生設備

ア 給水設備

生活用水は上水を引き込み、場内に供給できる設備を設けること。

イ 衛生設備

水洗式の洋式大便器及び洗面所、流し台その他必要なものを設けること。

また、薬品貯槽置場に近接して洗眼器を設けること。

ウ 排水設備

生活排水は浸出水と合わせて下水道放流すること。

エ 給湯設備

給湯室、便所には給湯設備を設け、必要箇所へ供給できるものとする。

(2) 換気・空調設備

中央監視室等必要箇所に個別型冷暖房設備を設けること。

また、作業環境保持のため、全熱交換式換気設備または換気扇を設けること。

(3) 消防用設備

消防法に基づく消防設備等を設けること。

第3節 配管設備等

配管設備等の使用材料のうち、監督官庁または JIS 規格等の適用を受ける場合は、これらの規定に適合し、流体に適した材質のものを使用するものとし、施工及び仕様については、以下の要件を満足させるものとする。

1. 配管工事

- (1) 配管の布設は、可能な限り集合させ、作業性、外観を配慮すること。
- (2) 配管は、分解、取り外しが可能なように、適所にフランジ、ユニオン等の継手を設けること。
- (3) ポンプ、機器との接続に当たっては、保守、点検が容易な接続方法とするとともに必要に応じて防振継手を付設すること。
- (4) 埋込管、スリーブ管は強度、耐食性を考慮した材質とすること。
- (5) 槽内及び腐食性箇所または点検、整備が困難な箇所の材質は耐食性材質とすること。
- (6) 配管の指示・固定は容易に振動しないように、吊り金具、指示金具等を用いて、適切な間隔に支持・固定すること。
- (7) 支持金具は管の伸縮、荷重に耐えうるもので、十分な支持強度を有し、必要に応じて防振構造とすること。
- (8) 施設内の適所に給水栓等を設けること。
- (9) 地中埋設に当たっては、必要に応じて外面の防食施工を行うとともに、埋設位置を表示すること。
- (10) 凍結及び結露を防止するため、必要に応じて保温、防露工事を施工する。
なお、地中埋設に当たっては、凍結深度を考慮すること。
- (11) 試料採取用コック及び水抜き用のドレンコック等を必要に応じて適所に設けること。

- (12) 主要配管及び弁類は下記の仕様を標準とすること。

ア 配管関係

- ① 汚水系統：硬質塩ビ管、ステンレス管、ライニング鋼管
- ② 汚泥系統：硬質塩ビ管、ステンレス管、ライニング鋼管
- ③ 空気系統：亜鉛メッキ鋼管、硬質塩ビ管、ステンレス管、ライニング鋼管
- ④ 薬品系統：硬質塩ビ管、ステンレス管、樹脂ホース
- ⑤ 給水系統：硬質塩ビ管、ステンレス管、PE 管、亜鉛メッキ鋼管
- ⑥ 給湯系統：ステンレス管、銅管、耐熱塩ビ管
- ⑦ 排水系統：硬質塩ビ管

イ 弁関係

- ① 原則として JIS10 kg/cm²、または日本水道協会規格に準じた弁を使用すること。

② 汚泥等の詰まり、腐食等を十分に考慮した形式、材質とすること。

2. 塗装工事

- (1) 塗装は、防食機能及び美観に十分配慮すること。
- (2) 指定色（仕上色）及び塗装の品質についてはあらかじめ資料及び見本を提出して、本組合の承諾を受けるものとする。
- (3) 塗装に先立ち表面の錆、塵埃、油類を取り去り素地調整を十分行った後、下地塗装を2回以上行い、その上に1回以上の指定色（仕上色）塗装をすること。
- (4) FRP、SUS、VP 材料表面は塗装しないこと。
- (5) 配管の塗装については流体別に色別し、流れ方向、名称を明示すること。

第5章 埋立施設関連設備等工事

1. 埋立施設内敷設設備

- (1) 埋立施設へ敷設する ITV 設備は、埋立施設内の配線及び器具設置(金物含む)まで工事対象とする。
- (2) 当該機器に電源供給が必要となる場合は電源線も併せて敷設すること。

2. 浸出水処理施設内に設置する埋立施設用設備

- (1) 埋立施設内の設備等で監視盤や操作盤等を浸出水処理施設内に設ける設備については、工事区分より設置場所までの管路を敷設すること。
- (2) 操作盤やモニタ等設置する位置には電源を設けること。

3. 埋立施設用電源

- (1) 埋立施設用の電源は、工事区分表(巻末資料)までの管路、分電盤回路は本工事にて敷設すること。
- (2) 土木工事で施工する電源を要する設備の分電盤への繋ぎこみは、土木工事とする。
- (3) 埋立施設用に、漏水検知用電源 600VA と、外灯 1 灯分(LED) の必要電源を確保すること。

4. 漏水検知設備

- (1) 中央監視室に埋立施設漏水検知用機材やモニタ等を配置するための卓(他と併用化)、電源を本工事で供給できるようにすること。
- (2) 電源の単位容量は第 5 章 3. 埋立施設用電源に示す容量を確保すること。

5. 外構工事

工事区分表(巻末資料)に示す、浸出水処理施設から外側の範囲は土木工事の対象とする。ただし、土木工事で示されていない工事に対しては本工事の対象とする。